

部活動地域移行推進計画

令和7年1月
池田市教育委員会

目次

○はじめに・・・3ページ～4ページ

○背景・・・5ページ～7ページ

○基本方針・・・8ページ～9ページ

○具体的移行方法・・・10ページ～13ページ

参考資料 14ページ～16ページ

○はじめに

中学校の部活動については、従前より「教育課程外」の活動として位置付けられてきましたが、自発的自主的参加による主体性の涵養や、クラス・学年を超えた責任感・連帯感の形成、生徒指導の一助となるなど教育的意義があるものとして認知され多くの人が部活動に参加してきました。また部活動については、その教育的価値に加え、身近な文化・スポーツ環境に触れられる場としても機能しており、我が国の文化・スポーツ活動の一端を担ってきたと言っても過言ではありません。

一方で、2010年代に入り、教員の過重労働が社会問題として捉えられるようになるとともに、急速な少子化の進展を背景として、文部科学省を中心に教員の職務を見直す動きが出てきました。2017年（平成29年）には、当時の文部科学大臣が中央教育審議会に教員の働き方について諮問¹し、学校や教員の働き方について見直しを求めました。2019年（平成31年）、中央教育審議会はその答申²の中で、教員の仕事を3つの類型³に分類し、この分類において部活動は「学校の業務ではあるが必ずしも教員の担う仕事ではない」と整理され、文部科学省に外部人材の活用や地域単位への取り組みに移行することを求めました。この結果を受け、文部科学省では「学校における働き方改革推進本部」を設置し、具体的な取り組みについて議論を進めました。2020年（令和2年）9月、この「学校における働き方改革推進本部」の第4回の議事⁴や、スポーツ庁・文化庁の通知⁵において2023年（令和5年）以降に休日の部活動を段階的に移行させることが明記されました。

具体的な移行についての議論はスポーツ庁に設置された「運動部活動の地域移行に関する検討会議」、文化庁に設置された「文化部活動の地域移行に関する検討会議」で行われ⁶、それぞれ議論の上、決定した内容を2022年（令和4年）に「提言」⁷として提出。2023年から2025年（令和7年）を改革推進期間と位置づけ、休日の地域移行（可能な地域は平日も）を進めていくことが明記されるとともに、文化・スポーツに親しむ機会の保障や自発的参加、活動の意義の発展及び新しい価値の継承、社会教育領域で多様な体験機会を確保していくことが基本方針として定められました。

¹ 2017年6月29日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（諮問）」

² 2019年1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

³ ①基本的には学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⁴ 2020年9月1日開催

⁵ 2020年9月1日付事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（スポーツ庁・文化庁・文科省）

⁶ スポーツ庁では2021年10月に第1回目を開催、文化庁では2022年2月に第1回目を開催。

⁷ 2022年6月22日「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」（スポーツ庁）

2022年8月9日「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言について」（文化庁）

池田市においても、2021年（令和3年）より教育委員会が主となって部活動の地域移行については議論を行ってきました。この間、教員へのアンケート⁸や地域のスポーツ従事者に対するアンケート⁹、移行の対象世代となる小学校高学年の児童に対するアンケート¹⁰など様々な関係者へ意見聴取を行ってきました。また中学校長や地域クラブの関係者、PTA関係者などとも議論を重ね、本市のあるべき地域移行の姿を研究・検討を行ってきました。議論を重ねていく中で、現行の部活動が教員の過度な働き方の上で運営されており、そもそも実施方法に無理があったこと、従事できる地域の人材も限られていること、子どもの数の減少やニーズの多様化・取り巻く環境の変化に伴い文化・スポーツ活動に求められるものが変容していることなどが根拠を伴った事実として認識されました。また地域移行の議論を進めていく中で、部活動が地域移行したあと、学校でどのような教育が提供できるかという点も議論を行いました。これらの状況を踏まえ、本市における地域移行については、現行の学校教育に位置付けられた部活動の踏襲ではなく、中学生にとってのあるべき文化・スポーツ環境を見つめなおし、社会教育に位置付けられた地域クラブへの移行を推進していくことを基本方針として取り組みます。このことにより、学校教育分野では長時間労働や精神的負担の軽減により、授業等教育課程内の活動の質を向上させ、教育的価値を生徒に還元していくとともに、社会教育分野では、生徒が取り組みたい活動を選択できる環境を保障することや、専門指導を受けられること、怪我や事故などのない安全な活動を行っていくことを主な効果として、地域移行を目指していきます。

⁸ 2023年2月実施。中学校教員を対象に、部活動の顧問就任の意向や地域移行の必要性についてアンケートを行う（119件の回答・回答率77%）

⁹ 2022年8月実施。池田市体育連盟・池田市スポーツ少年団・池田市家庭婦人バレーボール協会を対象に、指導者の数や参画意向などを聴取した。

¹⁰ 2024年7月実施。小学校高学年を対象に中学生になった際に取り組みたい文化・スポーツ活動やその参加動機や希望活動頻度などを聴取する。（1647件の回答・回答率64%）

○背景

1 ー持続可能性について

少子化の時代において、部活動が自校の生徒のみを対象としてきたため、その持続可能性に疑義が生じています。少子化の影響で部活動数が減少しており、例えば、ある中学校では運動部の設置数は14部活動であるのに対し、ある中学校では7部活動の設置に留まるなど学校間で体験できる種目に格差が生じている状況です。今後も少子化は続き、2030年（令和12年）には池田市内の中学生が1割減少するという推計¹¹も出ており、各校での体験格差の広がり進む一方と予想されます。また同様に教員の数も減少が予想されており、部活動の新設は言うまでもなく、既存部活動への顧問の割り当てもままならない状況が想定され、一層の設置部活動の減少が予想されます。

加えて、時代や環境の変化により文化・スポーツ活動へのニーズが多様化しております。2024年度（令和6年）に小学校4年生から6年生を対象に行ったアンケート¹²では、中学生になったら取り組みたい種目として、スポーツでは、部活動に設置されていないダンスや硬式テニスが人気種目に挙げられました¹³。文化では、英語（英会話）やパソコン（プログラミング）など既設置の吹奏楽などと同じくらいの回答数を得ました¹⁴。また同調査において、活動頻度の希望も聴取したところ、平日は「2回」¹⁵、休日は「活動したくない」¹⁶が多回答となり、現行部活動の実施頻度と希望する活動頻度に乖離がみられる状況です。

2 ー財源や人材について

現行の部活動でも、外部人材を登用できる制度はありますが、あまり進んでこなかったのが現状です¹⁷。理由はいくつか挙げられますが、部活動が行われている平日の15時から17時に従事できる人材が非常に限られていること、十分な予算確保や外部人材の位置づけが難しく、個人の熱意に依存してしまうことなどが上げられます。また、外部人材を仮に十分確保できたとしても、現行部活動の全てを外部人材で賄うには巨額の予算¹⁸が必要であり、恒久的に予算を確保し続けることは池田市の財政面から、現実的ではないと考えます。

同様に、仮に現行の75部活動を学校から切り離し、活動日数を減らしたうえで外部クラ

¹¹ 教育委員会の推計資料より、2024年は2492人中学校に在籍しているが、2030年は2250人に減少すると推計される。

¹² 2024年7月5日から7月19日に回答。小学校高学年の児童2562人を対象とし、1647人から回答を得たところ。

¹³ 図1を参照

¹⁴ 図2を参照

¹⁵ 図3を参照

¹⁶ 図4を参照

¹⁷ 2023年度時点で外部指導者数は延べ28人

¹⁸ 現行部活動に運動部2名・文化部1名の外部指導員を活用し、平日2時間・休日3時間（長期休業含む）に従事し、指導単価を1600円と設定した場合、1年間で108,992,000円が必要になると試算。

ブへの運営を委託した場合でも、継続的な巨額の予算¹⁹が必要となり、実現は難しい状況です。

現行の部活動については、その教育的価値や地域の文化・スポーツ振興に果たしてきた役割は十分に理解できるところですが、部活動が無償で機会を提供できた背景には、教員の長時間勤務・過重な負担の上に成り立ってきた制度であることに留意しなければなりません。

3-教員の働き方について

部活動については、そもそも、教員の勤務時間外の従事を前提とした制度設計となっています。平日については、退勤時間を超えた時間帯に活動を設定されている学校もあり、部活動を終えてから本来業務である授業の準備等にあたっています。また、休日については、部活動に従事する時間がすべて時間外勤務となっており、長時間勤務の原因となっています。実際、小学校教員と比べて中学校教員の勤務時間については顕著な差²⁰が認められるところです。また部活動の従事については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に規定されるいわゆる超勤4項目²¹には該当せず、時間外勤務手当が支払われないのが現状です。

長時間勤務に加え、経験のない種目を指導することも教員の負担につながっています。2023年度（令和5年）の調査では文化部では約4割、運動部では約5割の教員が経験のない種目の指導に携わっています²²。経験のない種目を指導するにあたって、ケガや事故のない活動にするために新たに経験のない種目の指導を学ぶことの時間的負担や心理的負担が想定されます。一方で、異動等によって、翌年度も同じ種目に携われる訳ではないということが実情です。加えて部活動が教育課程外の活動に位置付けられていることにも留意する必要があります。また生徒の視点では、所属している部活動の顧問から専門指導を受けられるかどうか、翌年度も同じ教員から指導を受けられるか否かは定まっておらず、充実した指導はもとより、技術指導の面からも、信頼関係の構築という面からも、不安定な状況の上に部活動が運営されているという現状があります。

また2022年度（令和4年）に行った教員の部活動に対するアンケート²³では、約6割の

¹⁹ 現行部活動をすべて外部委託し、活動日を平日1回・休日1回とし、指導者1名（単価1600円）、管理者1名（単価1100円）が必ず活動に従事し、保険代10万円、消耗品代10万円、事務手数料5万円を計上した場合、1年間で80,670,000円が必要と試算。

²⁰ 表1を参照

²¹ ①校外実習その他生徒の実習に関する業務②修学旅行その他学校の行事に関する業務③職員会議に関する業務④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

²² 表2を参照

²³ 令和5年2月7日から22日に回答。中学校教員154名を対象とし、119名から回答を得る。

教員が「顧問への従事を希望しない」²⁴と回答し、約8割の教員が地域移行に賛意²⁵を示す結果を得ており、部活動の地域移行に伴う教員の働き方の改善は急務となっております。

4 一小括

部活動の地域移行に関する本市の現況について、3つの視座から記述してきました。部活動については、その歴史的背景や実態を踏まえても、学校教育文化はもとより日本のスポーツ・文化活動に大きく寄与してきたことは明らかです。一方でこの部活動という制度が、教員の過重な負担の上に維持できてきたものであることや、学校生徒数が十分に在籍していることを前提としており、現代における学校教育の現場の実態や子どもたちのニーズからも乖離していることが伺えます。このような実態を踏まえ、本市では、学校に部活動を位置付けることは困難と判断し、学校から部活動が消滅し、文化・スポーツ環境が失われてしまう前に、地域で文化・スポーツ活動に携われる環境を構築することを目指します。単に教員の過重な負担を地域に押し付けるのではなく、文化・スポーツに携わる関係者を巻き込みながら、様々な立場の人が支えあう制度を目指し、本計画を策定します。

²⁴ 図5を参照

²⁵ 図6を参照

○基本方針

国の方針や、これまで記述してきた部活動が内包してきた課題を克服するとともに、中学生の望ましい文化・スポーツ活動の構築を目指していくにあたって、学校部活動を抜本的に見直し、地域の文化・スポーツ関係者の力を借りながら、新たな文化・スポーツ活動ができる場として、「地域クラブ」の設立・運営を促進していきます。また当「地域クラブ」の活動では、①生涯にわたって誰でも文化・スポーツを楽しめる機会を確保する②持続可能な活動を維持し続けることを目指します。

①生涯にわたって誰でも文化・スポーツを楽しめる機会を確保する

部活動は、教育的意義はもとより、文化・スポーツを体験できる身近な場という役割も担ってきました。このような役割を継承・発展させ、居住地に関わらず、誰でもしたい活動に参加できる環境を目指します。また様々な種目が体験できること（多種目）、初心者から競技指向まで多様なニーズが満たせること（多指向）、中学校在籍時だけで完結する活動ではなく、小学校・高校・大人と長く活動が続けられる環境（多世代）を整えます。

②持続可能な活動を維持し続ける

地域クラブを運営していくにあたって、指導者の確保や経済的基盤の確立が必要です。また、何よりも活動するにあたっての安全を保障することが重要です。本市では、安全を保障できるよう、指導者の質や運営方法に関する一定水準を示していくとともに、質の向上に資する研修等も実施していきます。また、誰かの熱意やボランティア精神に依存するのではなく、経済活動として位置づけ、継続的に運営できる体制づくりを整えます。

本市では、この2つの方針に則って、部活動の地域移行を推進し、学校教育・社会教育の両面からそれぞれ効果を期待します。

【学校教育（部活動）】

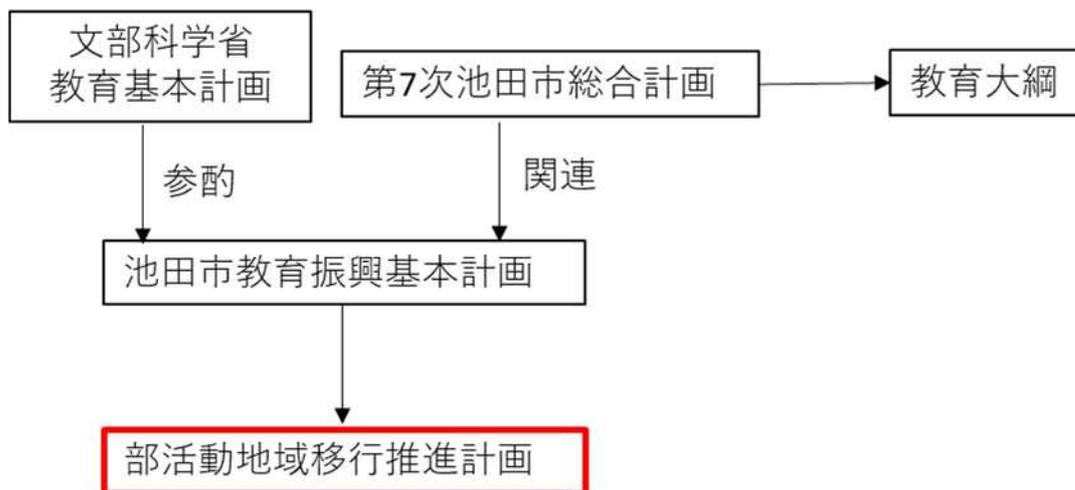
学校教育分野では、過度な長時間労働を抑制し、教員が本来業務である学校教育課程の活動に専念することで、学校教育の質の向上を目指します。また、当該種目の指導を希望する教員については、兼職兼業が認められたうえで、地域の立場から指導を継続できるように調整します。

【社会教育（地域クラブ）】

学校区に関係なく、自らがしたい活動を選択できることを目指すとともに、専門性を有した指導者が従事することで、当該種目の技術を高められることや安心・安全な活動を保障することが期待できます。

この基本方針や期待される効果を最大化していくために、本市では、令和10年度に部活動を完全に停止し、中学生は興味関心がある地域のクラブで文化・スポーツ活動を行う環境構築を目指します。

○本計画の位置づけ



○具体的移行方法について

・地域クラブの位置づけについて（実施主体）

本方針の「地域クラブ」とは学校教育課程外の時間で行われる、社会教育²⁶を行うクラブや公共施設・民間施設を問わず本市で文化・スポーツサービスを提供する事業者を総称して地域クラブと呼ぶものとします。

・地域クラブの意義について

基本方針でも記述しましたが、文化・スポーツ活動に永きにわたって触れられる機会の確保を目指すとともに、技術の習得や心身の健全育成を図ります。また、学校区関係なく参加できる活動とし、学校教育と一線を画すことで、学校以外の「第3の居場所」として、他校の友人ができることや、学校以外での活躍の場所としても期待されます。

・移行スケジュール

地域クラブへの移行については、令和10年度に一斉に行います。

令和10年度に部活動の3年生が主体で参加する大会が終わり次第、地域クラブへと合流します。10年度に新1年生となる生徒については、短い期間にはなりますが部活動に参加できます。

・地域クラブの公認について

本市では、地域クラブの「公認制」を採用し、地域クラブの一定水準の質を保障していきます。公認の基準については本方針を踏まえたうえで別途要領等を定めますが、公認クラブについては学校で生徒に周知することや、学校教育施設使用の調整等を行います。

・地域クラブの運営方針について

大前提として、各種法令に則った運営を行います。そのうえで、国等が部活動の地域移行にあたって策定している各種方針や本方針に則った運営を行うものとします。運営方針については、参加者や参加希望者に必ず周知します。また、技術の習熟度に関わらず、誰でも参加できる活動を設定することも求めます。

【国等で定める各種方針】

スポーツ庁・文化庁

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

²⁶ 社会教育法第2条「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」

・活動計画

地域クラブについては、1年間の活動計画を定め、参加者に周知するとともに教育委員会にも提出します。計画の作成にあたっては下記の点に留意します。

- 3年時の活動引退やテスト前期間等の定めは設けません。参加できる人数や生徒の状況を踏まえて、計画の作成を行います。ただし、学校行事や家族行事等の事情については生徒の意思を尊重します。
- 地域クラブの目標を提示し、生徒のニーズとミスマッチが無いように務めます。
- 1年度途中で活動が途切れることが無いようにします。

・対象生徒について

地域クラブについては、学校区関係なく池田市民や市立学校に通う中学生であれば誰でも参加できる活動とします。(国立学校・私立学校等に通う中学生も可能) また地域クラブの定員の範囲内であれば他市の生徒を受け入れることも検討します。

・指導について

指導者については、安全を確保するため、また専門的な指導を保障していくために下記の点に留意します。

- 安全確保の観点から、生徒だけで活動することは認めません。活動には必ず大人が複数名従事するようにします。
- 指導者の質の向上に取り組み、ライセンスの取得や各種講習などを積極的に促します。
- 指導者の指導が一方的にならないようアンケートでの意見聴取など指導内容のブラッシュアップを図ります。

・ガバナンス

地域クラブの運営の透明性を確保していくため下記の点に留意します。

- 地域クラブの会則や規則等において、不適切な事象があった場合の責任の所在を明確にします。
- 地域クラブについては、一年間の活動計画及び会計報告を参加者並びに教育委員会に提出します。
- 不備や疑義がある場合は教育委員会から指導を行い、改善が見られない場合、公認を取り消します。

・兼職兼業

指導を希望する教員については、兼職兼業の上、地域の立場として指導を行うことができます。なお、実際の申請に当たっては勤務校の管理職及び教育委員会の教員労務担当部署と十分調整を行います。指導を希望しない教員については、活動の参加を無理強いすることは

ありません。

・保険及び安全

地域クラブの参加者は、必ず傷害保険に加入するとともに、指導者については賠償責任保険についても必ず加入します。また活動中の事故については、公共施設・学校施設の瑕疵による事故を除き、教育委員会はその責を負わないものとします。活動中のトラブルについても同様に、地域クラブの責任で解決します。

使用備品について、ゴールや支柱等大型の物については活動する学校施設のものを使用します。備品の不備や破損等が確認された場合は速やかに施設を管理するものに報告します。

活動中にケガや事故が発生した場合は、速やかに応急手当を行い、さらなる処置が必要であれば救急車を要請します。救急搬送となった場合は必ず大人が同乗するとともに、その経過等については、保護者にも報告し、密に情報共有を行います。

・活動時間

平日の活動時間については、下校後の時間から午後 9 時までの時間で活動します。休日の活動時間については、使用する施設の空き状況に鑑みながら設定します。休養日の扱いや活動時間等については国・府・市のガイドライン²⁷に準じます。ただし、施設の利用枠には限りがあるため、合理的かつ効率的な活動を求めます。

・移動手段

移動手段については、公共交通機関・徒歩・自転車が想定されます。自家用車の送迎も可能ですが、駐車できるスペースが限られていますので、活動する施設のルールに従ってください。

・中学校施設等の活動場所について

学校施設を活用する場合は、活動希望数に鑑みて、教育委員会で調整を行います。施設の開錠や管理については各クラブで管理します。必要な場所以外は立ち入らず、活動後は美化及び施錠を必ず行います。

・大会参加

大会参加については、中体連や各文化・スポーツ団体が主催する大会等、地域クラブで所定の手続きを行います。なお、二重登録や生徒の取り合いとならないように、生徒の意思を十分尊重します。

²⁷ 平日は 2 時間程度の活動。休日は 3 時間程度の活動

・会費（保護者負担の軽減）

地域クラブ活動の会費については、保護者の理解を得ながら、活動に必要な会費を設定します。種目により会費相場が異なるため、一律の会費設置や上限設定は行いませんが、可能な限り低廉な会費を求めています。

・個人情報

地域クラブについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、その管理を適切に行います。

（比較：部活動と地域クラブについて）

	部活動	(新) 地域クラブ
運営主体	学校	地域の様々なクラブ
場所	学校	学校・公共施設・民間施設
活動日数	週5日が一般的 (平日4日・休日1日)	週1日～4日程度 クラブがレベルやニーズに応じて設定
活動時間	平日：放課後～17時頃 休日：適宜設定	平日：17時～21時 休日：適宜設定
参加者	当該校の生徒のみ	池田市民の中学生 市立学校に通う中学生 (国立・私立可、市外も定員まで検討)
指導者	教員	地域指導者 (教員の兼職兼業も可)
会費	基本無料	会費制
保険	日本スポーツ振興センター 災害共済	スポーツ安全保険
専門性	△	◎
その他		掛け持ち可

図1 中学生になったら取り組みたいスポーツ

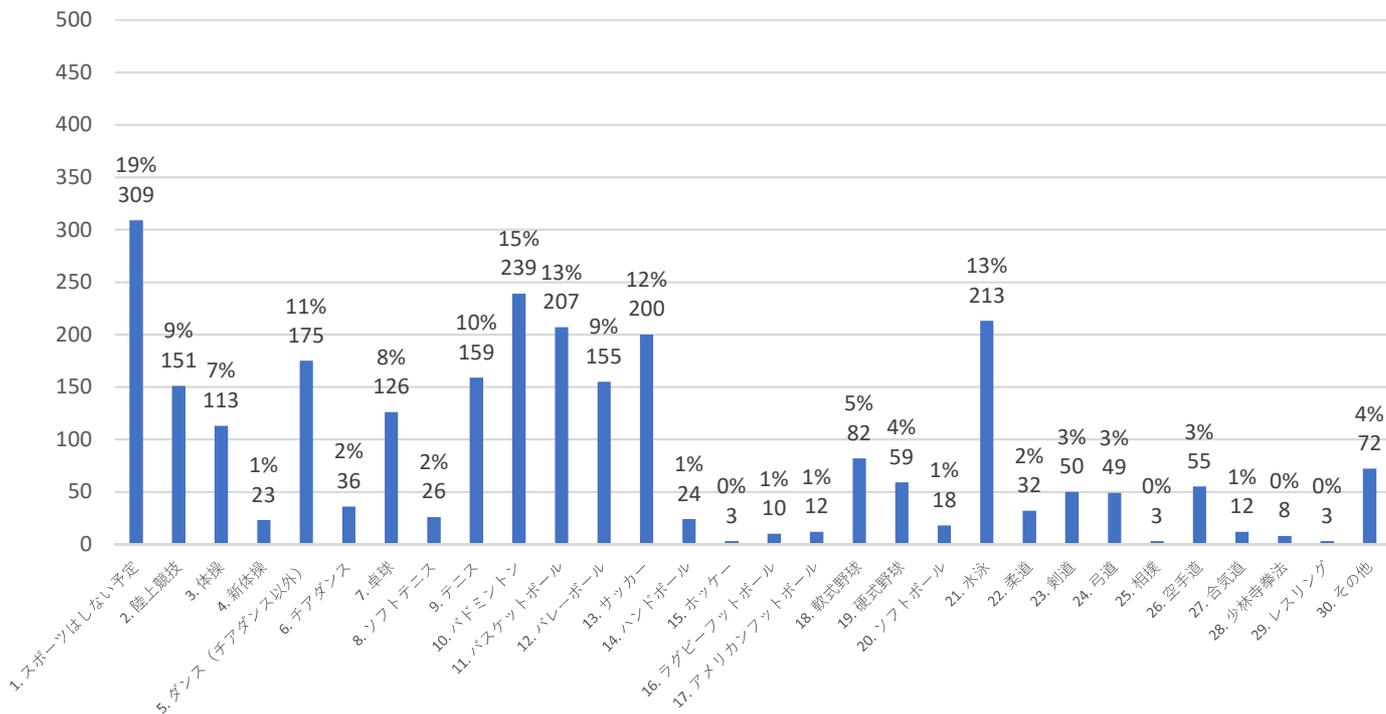


図2 中学生になったら取り組みたい文化活動

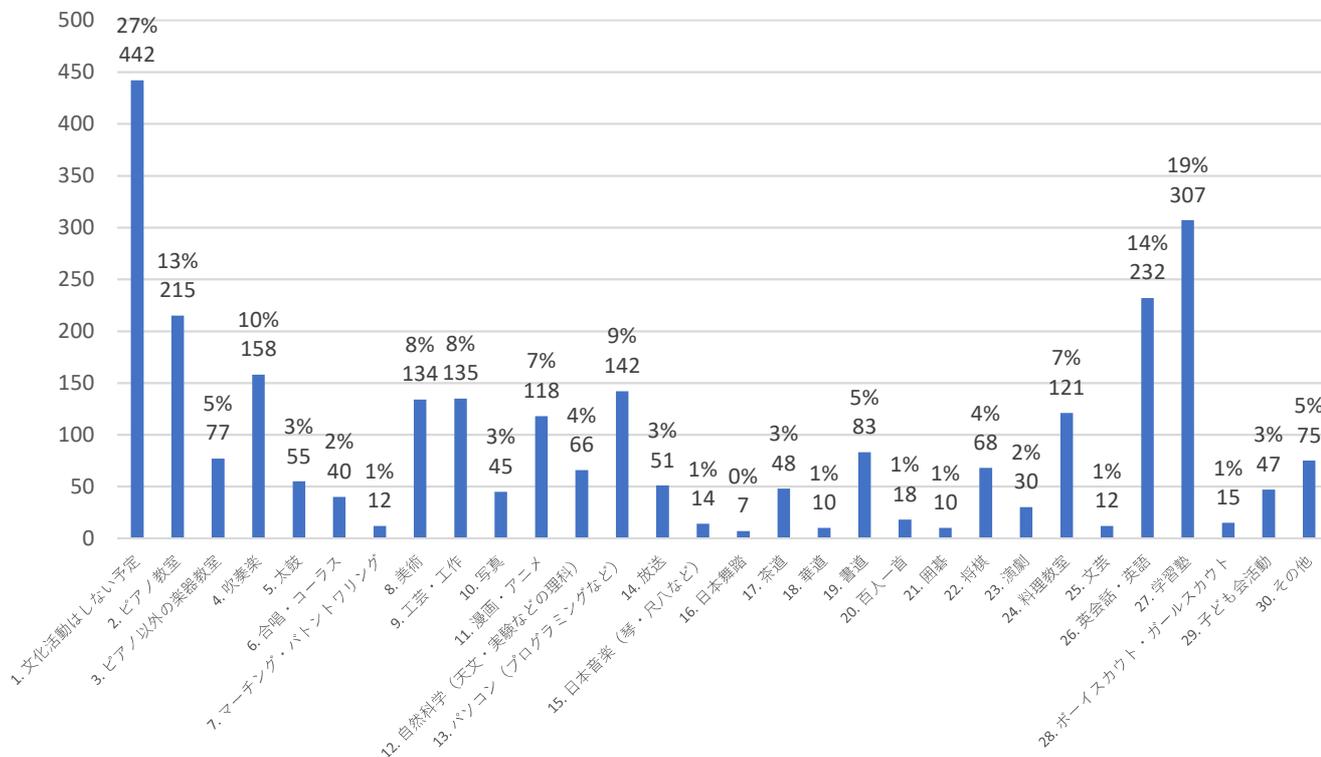


図3 取り組みたい活動の平日の活動頻度

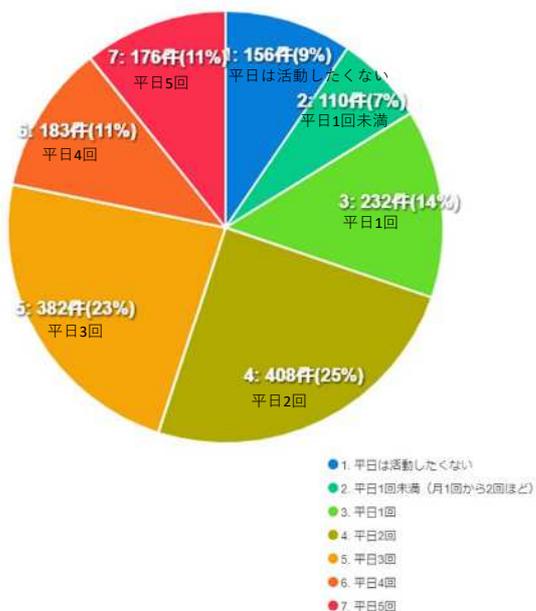


図4 取り組みたい活動の休日の活動頻度

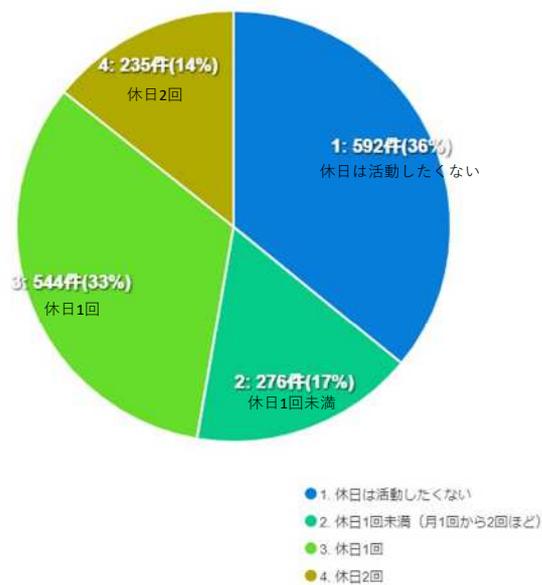


表1：参考：池田市教育委員会「第2次教育振興計画」46ページ

月当たりの全体 に対する超過勤 務者数の割合	2019年		2020年		2021年		2022年	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
80時間以上	5.2	19.9	2.8	15.3	2.7	14.6	1.3	12.4
45～80時間	28.0	33.3	27.2	33.4	28.2	35.2	21.8	32.1
45時間未満	66.8	46.8	69.9	51.3	69.1	50.3	76.9	55.5

表2：参考：令和5年度部活動実態調査

令和5年度	池田市全体	
	文化部	運動部
全体顧問数	43人	180人
内未経験	18人	89人
未経験割合	41.9%	49.4%

図5 部活動の顧問を希望しますか
(119件の回答)

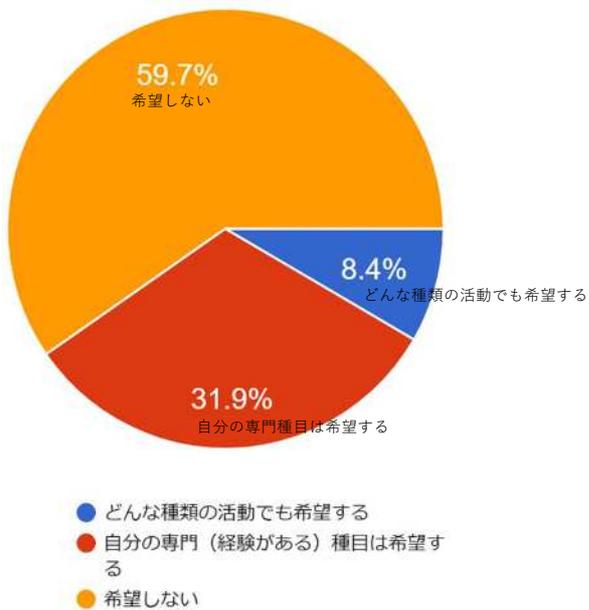


図6 部活動の地域移行は必要と思いますか
(119件の回答)

